

さいたま市水道局企業管理規程第4号

さいたま市水道局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

さいたま市水道局車両管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局車両管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（車両管理者の職務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 車両管理者は、<u>車両運行日誌（様式第2号）</u>を当該月の翌月<u>10日</u>までに管財課長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（運転者の遵守事項）</p> <p>第10条 車両を運転する者（以下「運転者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車両の運行を開始する際は、車両法第47条の2に規定する日常点検を行い、その結果を<u>日常点検表（様式第3号）</u>に記録し、車両管理者に提出しなければならない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 運行終了後、車両の清掃及び点検を行い、<u>所定の場所に保管するとともに、車両運行日誌に必要な事項を記録し、車両管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（使用の申込み等）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 車両管理者は、前項の申込みを受けたときは、使用の目的等を審査し、使用の可否を申込者に通知し、<u>車両使用簿（様式第4号）</u>に必要な事項を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（事故の処理）</p> <p>第12条 運転者は、車両の運行中に事故が発生し</p>	<p style="text-align: center;">（車両管理者の職務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 車両管理者は、<u>車両運転日誌兼運行前点検表（様式第2号）</u>を当該月の翌月<u>5日</u>までに管財課長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（運転者の遵守事項）</p> <p>第10条 車両を運転する者（以下「運転者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車両の運行を開始する際は、車両法第47条の2に規定する日常点検を行い、その結果を<u>車両運転日誌兼運行前点検表</u>に記録し、車両管理者に提出しなければならない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 運行終了後、車両の清掃及び点検を行い、<u>所定の場所に保管し、及び車両運転日誌兼運行前点検表に使用状況を記録しなければならない。</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（使用の申込み等）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 車両管理者は、前項の申込みを受けたときは、使用の目的等を審査し、使用の可否を申込者に通知し、<u>車両使用簿（様式第3号）</u>に必要な事項を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（事故の処理）</p> <p>第12条 運転者は、車両の運行中に事故が発生し</p>

たときは、法令に基づく応急の措置を行った後、直ちに車両管理者にその状況を報告し、指示を受けなければならない。

- 2 前項の報告を受けた車両管理者は、速やかに事実を調査し、事故発生報告書（様式第5号）により管財課長に報告するとともに、事故の解決に努めなければならない。

たときは、法令に基づく応急の措置をするとともに、直ちに車両管理者にその状況を報告し、指示を受けなければならない。

- 2 前項の報告を受けた車両管理者は、速やかに事実を調査し、事故発生報告書（様式第4号）により管財課長に報告するとともに、事故の解決に努めなければならない。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条、第10条関係)

車両運行日誌

(ガソリン車・ディーゼル車・電気自動車)

( 年 月 )

前月最終 累計運行距離	前月最終燃料 又は電力量残量	課 所 名	車両登録番号	車両管理者
km	空・+・満			

日	曜日	天候	運 行 先	運 行 時 刻 (酒気帯び確認時刻)	使 用 課 所 名	運転者氏名	用 務	累計運行距離	燃料又は 電力量残量	給油又は 充電量	確認 時期	車両の損傷等 (確認者氏名を記入)	車検満了年月日
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		
				出発 : 帰庁 :				km	空・+・満	1(kwh)	運転前 運転後		

記入は黒字(ボールペン等)で明確に記入すること。また、給油数量は必ず記載すること。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第4号（第11条関係） [略]	様式第3号（第14条関係） [略]
様式第5号（第12条関係） [略]	様式第4号（第12条関係） [略]

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。